御納戸

内閣文庫
和書 類
三二五六九 號
三九二 冊
一五二函
一五 架

内閣文庫
番號 和 32569
冊數 394 (256)
函號 152 121

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

太田若狭守資義惣領
元方御納戸
三百石 太田斧右盛方

寛政五丑年二月七日御[illegible]と
命せられし十日ほと勤る

寛政五丑年十二月四日死五十六歳

寛政四子年閏二月十四日

廣田三休苗孫養子
元方御納戸
二百五十俵　廣田傳蔵正房

御納戸

寛政四子年六月晦日大御番白須甲斐守
組

寛政四子年閏二月十四日

榊原九右衛門猶政二男惣領
元方御納戸

三百石　榊原九右衛門政明

御納戸

寛政五丑年十二月十二日辞入武田河内守支配

寛政八辰年四月六日死六十四歳

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

阿部縫殿正右嫡領
元方御納戸
二百俵
高余
内現米四石
阿部喜之助正盈
後 勘兵衛

同年十二月廿日一圓精出以来骨折候ニ付
白銀五枚被下置

寛政五丑年正月廿一日御納戸組頭

同年同月廿六日御役料弐百俵
御用ニ精出し骨折候ニ付
白銀七枚被下之

寛政六寅年六月十九日御賄頭

同日表御臺所　段年番にて惣掛り賞
師ひと蒙りし
同年十二月九日者より労行ありとて
黄金二枚を給る
寛政七卯年十二月二日御役所　御改正
後同役と合併而御蔵納　御預りて
うけたまはりしとて　時服二を給る
同年同月六日者より労行ありとて
黄金二枚をたまはり　表御臺所　段を
兼しとて黄金二枚を給はれ
寛政八辰年二月廿九日
御臺所　御廚御用を務めしとて

白銀十枚を給る
同年八月十一日井伊兵部少輔監物胤
れ邸より申されて　御門　新中年秋樹
献せし　千鯛の壱　等同なる
たゆひ献しまて　御出せる
庖丁の御育免とりいて
出けしちらに指編と止めらるし
ほしとむしく免され
同年九月廿九日表御臺所　段名帯と
命じぬらるし
同年十二月六日者より労行ありとて
黄金二枚を給はり　御臺段のつくし

黄金二枚を給ハる
寛政九巳年六月廿七日西城へ献上の
御私御用の筆を勤めしによりて
白銀十枚を給ふる
同年八月十七日
大納言様御本城より御座の時御祝
御用を勤めし労によりて
白銀八枚を給ふる
寛政九巳年八月晦日御膳物奉行
同年十二月三日元役にて西城の
御用を兼勤めしによりて西城へ
召出されて黄金一枚を給ふる

同年十二月十八日布衣を許さる
寛政十午年十二月三日常の
労によりて時服二を給ハる
寛政十一未年六月二日御船手
享和二戌年十月十六日去る
八月廿七日西城にて御船の
召出しによりて西城へ召されて
時服二を給ふる
文化二丑年十二月晦日御役訖

寛政己酉年閏六月廿日

坂本伊予守忠菊殿頂

元方御納戸

御納戸

百俵　坂本武兵衛忠篤

寛政己酉年六月晦日　御腰物方

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

鈴木市左衛門政封養子
元方御納戸

高百石　鈴木市左衛門政香

同年四月廿二日風伝流鎗術皆伝有之
白縮緬一反　白羽二重一反　被下之

寛政四子年六月晦日大御番白須甲斐守組

寛政壬子年閏二月十四日

萩原主水昌字養子
元方御納戸
三百俵
萩原太郎昌邦
後孫四郎

御納戸

寛政壬子年十二月廿九日辞入浅野佐渡守

支配

寛政四子年閏二月十四日

佐々木次郎八郎忠友惣領
元方御納戸
二百俵 佐々木傳四郎政清

御納戸

寛政四子年八月廿七日辞 内藤甲斐守

支配

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

境野六左衛門教岡嫡
元幸御納戸
二百俵 境野幸之助英昇
後 六左衛門

同年十二月廿九日一圓御用向出精相勤しにより白銀五枚を給ふ

寛政五丑年十二月十六日御取締掛りたるべきと命せられし十両を給ふ

寛政八辰年二月廿七日御納戸組頭

同年六月廿八日御取締掛りたるべきと命ぜられ十両を給ふ

同年十二月八日御仮殿の事により
労ありしとて白銀十枚を給ふ
寛政九巳年十二月十一日同し事に
労ありしとて白銀十枚を給ふ
寛政十午年十二月廿二日同し事にて
労ありしとて白銀十枚を給ふ
寛政十一未年十二月九日同し事にて
労ありしとて白銀十枚を給ふ
享和二戌年十月廿日御納戸御入
用の事により労ありしとて白銀十枚を給ふ
文化二丑年八月廿日御天守番の頭
文化三寅年六月廿二日

奥醫齋所匡卿の用人
同年十二月十六日布衣着を免さる

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

天野久右衛門二男実兄養子
元者御納戸
二百俵　天野左京亮貞

同年十二月廿九日一固勤とゝなりし
ことゝて御用繁く勤めしによりて
白銀五枚をたまふ
寛政七卯年十二月廿八日
御臺所御産の御用をも命せられし頃の
御式此年三月廿九日此御用によりて
白銀七枚をたまふ

寛政八辰年六月廿一日御納戸組頭
寛政九巳年二月十二日西城の御納戸組頭
享和二戌年六月晦日西城ゟ御納戸へ
卒して労候ニ付白銀十枚被下置

寛政四子年閏二月十四日
大葉清右衛門祐祥養子
元方御納戸
三百俵 大葉清右衛門祐長
御納戸
寛政四子年六月晦日新御番葉田勝
理直九組

寛政四子年閏二月十四日

中根新左衛門後数願
元方御納戸
大番頭　中根縫殿正殿

御納戸

同年七月廿一日麻布北日ヶ窪
表六番町の跡類焼ニ付
同年　月　日表六番町の跡御用
地ニ付　　にて被下之其代地と
して小川町　　橋通りにて
六百四十六坪を給る
寛政七卯年十月十九日馬術御覧

有て端物ニ而も被成る　是迄辞役之かわりも

寛政九巳年九月十八日二条御城御門番之時

同年十一月朔日御暇黄金二枚時服二

羽織を被下る

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

阪部両次郎貞八国養子
元高御納戸
三百石　阪部勘兵衛貞明

同年十二月廿九日元掛一同出精ニ付

御用繁く勤しとて白銀五枚を被下

寛政六寅年七月二日

雑官にてしも被仰御用ひと命ありて十二

月十七日此御用を勤し労によりて白銀拾枚

を被下る

寛政八辰年六月廿八日御取締懸り

と命ありし十日と改り

寛政九巳年二月十二日更に御納戸組頭

享和二戌年七月晦日西城の御納戸

御入用の事非常にかゝりしとて白銀十枚を

賜る

文化八未年しゝし十二月十四日同しき事にて

白銀十枚を賜る

寛政己酉年閏六月十七日

御納戸

当月八日御広敷番之頭より差出候
元方御納戸

右條 当月八日遠江守殿御渡

同年六月十日御誕生御用を
命せられ同八月廿日
若君様御誕生之御用を勤候ニ付
骨折候として白銀五枚を被下
同年十二月廿九日一圓勤め以来御用
勤候ニ付白銀五枚を被下
寛政六寅年二月六日御取締掛りを

命ぜらる
寛政七卯年六月十日御納戸組頭
寛政八辰年四月廿二日死ス年二十一歳

寛政四子年閏二月十四日
御納戸

新井傳次郎祖父賀八養子
元寺御納戸
養父 新井源八郎成義
改 傳八郎

寛政五丑年九月廿一日高祖父筑後守君美か
著述せる書籍を献しけれは
寛政六寅年六月十日営中にをいて
時服二を給ふ
寛政六寅年十月四日死ス年七十六歳

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

佐久間仁右衛門寄仍惣領
元方御納戸

七十俵　佐久間弥三郎孟雅

後七十俵六口　後　六郎兵衛

同年七月廿一日麻布の火災にかゝく
二番町の邸舎まかくことことく焼ほし
なし　金十五両を貸しける
寛政六寅年十二月廿四日願同七十俵六口
勢のうち五十俵を足しかけ仰せと
蒙りき近比七十俵ハ返し献す
同年同月廿七日又類焼にかゝく貸かふ

金ハ返納に及ハすして仰出されし
寛政七卯年六月廿八日御納戸御広敷
掛りを命せられし旨役扶持十口を給ふ

寛政九巳年十二月十二日御納戸組頭

寛政十一未年十二月七日
淑姫君尾張藩へ御輿入れの時御用を
勤めし労に依りて白銀十枚を給ふ
別に附属して勤めしにより
白銀五枚を給ふ
享和元酉年十二月二日御役所
御広敷の御用小労に依りて
白銀十枚を給ふ

享和二戌年十月廿日常に御入
用の筆にて労に依りて白銀十枚を
給ふ
享和三亥年十一月廿二日御広敷御用
筆による労に依りて白銀十枚を給ふ
文化二丑年十一月廿六日同し筆に
労に依りて白銀十枚を給ふ
文化三寅年十二月四日御広敷の
筆にて労に依りて白銀十枚を給ふ
文化四卯年十二月六日同し筆による
労に依りて白銀十枚を給ふ
文化六巳年十二月廿八日常に御入用の

拝しよ労行しかして白銀十枚を給る
文化八未年十月七日朝鮮の使
来る時朝鮮王より贈物有
其外にも御用を勤めしかして
白銀十枚を給る
文化十酉年七月廿日
御台所御懐妊ありて御産
御用を命せられ同十二月十六日
竹千代君御誕生あり御用を勤めしかして
労行しかして白銀十枚を給る
文化十二亥年十月廿二日御入用の
拝しよ声しよ労行しかして

白銀十枚を給る
文政元寅年十二月十二日植村駿河守
家長頭臣の節小笠原にして清水殿
錦奥坊主陸人へ渡金渡す節に候と云
との渡せしし掌よ給しよ
見八頭ともにたまひ名通にて行
しよ御守成の所書とも見るて
御金を渡しせしし掌管用
由へし其へ不来のいさまつりく
小書院へ入らるれは何也御出きを
支配したまる

寛政四子年閏二月四日

石野六左衛門廣龍養子
拝者御納戸
三百四十俵　石野与左衛門廣保

御納戸

同年十二月廿九日一回勤め方よろしく
以来御用懸り勤しとして白銀五枚下され

寛政五丑年七月十二日番入浅野隼人支配

寛政十二申年二月晦日致仕

寛政四子年閏二月四日

御納戸

石野平次郎〻廣次惣領
掛方御納戸
三百石　石野七郎兵衛義祐

寛政四子年六月廿四日新御番末吉肥後守組

寛政四子年閏二月十一日

松平小五郎事清嵩領
掛方御納戸

御納戸

罷在　松平大吉事宣

同年十二月廿九日一回誓詞来ル御用多く
誓詞しるしとして白銀五枚を給る

寛政六寅年二月廿六日新御番堀数馬組

寛政四子年閏二月十四日

木村猪次郎元孝養子
林青ヶ御納戸
二百五十石
四年余
木村孫太郎元英

御納戸

寛政四子年十月廿四日辞ス武田河内守支配

寛政六寅年八月九日致仕龍巻と判申て

辞ス病にし云

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

駒井小四郎親定養子
拂方御納戸
二百俵　駒井伴次郎義陳

寛政四子年六月四日大御番遠藤備前守組

寛政四子年閏二月十四日
難波田右衛門憲道忠順
掛方御納戸
忰 難波田右衛門憲種
六歳

御納戸

同年四月廿六日級衛御役御免ニ付て
猫物二反をとらる

寛政四子年六月晦日新御番山口勘兵衛
組

寛政四子年閏二月十四日

井上甫庵長公数領
掃部方御納戸
二百五十俵
井上仲之助長經

御納戸

同年十二月廿九日元方掃部方一圓勤め
以来格別事繁く勤しにて白銀
被下置候

寛政五丑年十二月廿日新御番頭数馬組

寛政己酉年閏六月十二日

佐原三千郎正房惣領
掛方御納戸
七十俵　佐原右太郎正義

御納戸

寛政己酉年六月晦日
部屋住　大御番遠藤備前守組

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

水野若狭守信崇養子
柳営御納戸
二百石
当年弐拾壱
水野若狭守信之

寛政六寅年四月十七日
浴宮御下向の御用を命せられし
同年六月廿九日御夜縫掛りを命せ
られし
同年七月朔日
浴宮御下らせらるゝ御用を免されし
同年九月廿六日叙爵御役儀ゆへ

寛政八辰年六月廿一日御納戸組頭
蠟燭なとを給る
同年八月十日
淑姫君御入輿の御用を命せられ
寛政九巳年八月十七日
大納言様御用を勤めて労有り
しとて白銀五枚を給る
寛政十一未年十二月七日
淑姫君御入輿の御用を勤めし
労有りとて白銀十枚を給ひ別に
白銀五枚を給る
享和二戌年十月廿日御入用の事に
労有りしとて白銀十枚を給る
文化五辰年十二月廿八日西丸の御納戸組頭
此日布衣着ることを免されぬ
文化八未年十一月十四日西城の
御納戸御入用の事に労有りとて
時服二を給ひぬ
文化十酉年六月廿九日御納戸頭
同年七月十日
御簾中様御産御用を命せられ
同十一月十六日
竹千代君御誕生の御用を勤めて
労有りとて時服二を給ひぬ

文化十一戌年正月晦日　佐渡奉行

寛政四子年閏二月十四日

御納戸

西尾長四郎長喬養子
拂方御納戸
三百俵　西尾忠四郎長盈

同年十二月廿九日元拂一圓勤候
ニ付出精いたし骨折候ニ付白銀拾枚被下置
寛政五丑年正月廿六日御納戸頭御役被
御役所ゟ編ノ御用を勤候ニ付白銀
七枚を被下置
寛政六寅年六月十二日御幕奉行
寛政九巳年正月晦日

御産所御広敷番乃記

同年三月十七日西城の御広敷番の記

寛政十午年十二月廿九日西城乃大奥

定御番清寄りと替りて労行りて

白銀枚を賜る

寛政十二申年十二月廿八日御用

を勤めて労行りて白銀枚を賜る

享和二戌年十二月廿七日同し事にて

白銀枚を賜る

文化元子年十二月廿二日西城の大奥を

務むる御用を勤て労行りて黄

金枚を賜り

同日西城の大奥御番清定掛りと

勤めて労行りして白銀枚を賜る

文化二丑年十二月廿七日同し事にて

白銀枚を賜る

文化三寅年十二月十六日同し事にて

白銀枚を賜り

同年同月廿六日西城の大奥御広敷

懸りして労行りして白銀枚を賜る

文化四卯年十二月廿六日西城乃大

奥を務むる御用を勤めして

黄金一枚を賜る

同日西城の大奥乃御番清乃懸り

さを勤めて労ひとして白銀五枚を給ふ
文化五辰年十二月廿八日同し事にて
白銀五枚を給ハり
文化六巳年十月廿九日
姫宮様御髪置乃祝
同年十二月朔日
御簾中様御髪置乃祝
同年同月廿六日西城の大奥へ御膳所
長局を修覆ありて御用を勤め労ひとして白銀拾枚を給ふ
同年同月廿七日西城の大奥御普請繕
を勤しとして白銀五枚を給ふ

文化七午年十二月十九日同し御用を
勤しとして白銀五枚を給ふ
文化八未年十二月十三日同し御用を
勤しとして白銀五枚を給ふ
同年同月廿六日西城の大奥御取締
の繕ひを勤しとして白銀五枚を給ハり
同年同月廿八日西城乃大奥長局を
修覆ありて御用を勤しとして黄金
二枚を給ハり
文化九申年十二月十六日西城の大奥
御普請繕ひを勤しとして白銀三枚
を給ふ

寛政壬子年閏二月十七日

御納戸

下田幸大夫尚房養子
掛方御納戸
二百俵　下田幸十郎篤英

同年十二月廿九日一圓勢以来御用繁く
勤めしにより白銀五枚を賜る
寛政七卯年十二月廿八日
御産所　御産の御用を命ぜらる
寛政八辰年二月廿七日御取締掛りを
命ぜられ十口を賜る
同年十二月廿九日

文化十酉年閏十一月二日拝入舘田主税
支配

御基所御産ゟ御用をも勤めて労候ニ付
として白銀七枚を被下
寛政九巳年十二月十三日西丸御小納戸組ニ成
享和二戌年七月晦日西城の御小納戸
御入用の事ニて労候ニとして白銀十枚を
被下
文化五辰年　月　日死六十一歳

寛政四子年閏二月十四日
辻十次郎父暢泰嫡
拂方御納戸
七百石
三十余
辻主水久維
御納戸
寛政四子年六月晦日大御番遠藤
備前守組

寛政四子年二月十七日

米倉内記正良忠領
拂方御納戸
二百十俵
二季帯 米倉斧之助正明

御納戸

寛政五丑年十二月十二日辞入替浪

大勝支配

寛政四子年十二月十四日

御納戸

遠山勤之介景徳惣領
捕方御納戸
二百二十俵　遠山三千郎景賢

同年四月十五日ゟ御西帰掛りを命せらる

同年十二月廿九日ゟ御とゝり帰りて労をもつて白銀五枚を給り

寛政五丑年正月廿二日本途支配改正御用を勤めし労をもつて白銀五枚を給る

同年十二月六日御前髪執りを以て
今よりは十五と称す
寛政六寅年三月晦日学問よりくと
あそはしその後とも常中にて御
ささる

寛政六寅年六月廿二日御納戸組頭

同年同月廿四日御前髪執りと命
せらる

同年十二月六日御前髪上ケ方より
えり白服着と称す

寛政七卯年十二月十二日同しく
にて白服着と称す

寛政八辰年二月十八日御小納戸

同年同月廿四日
若君乃御方（属せらる）
同年十二月十九日布衣着をゆるさる

寛政四子年閏二月十四日

鎮目市左衛門惟敦嫡孫承祖
鎮目長左衛門惟種惣領
拂方御納戸

二百俵　鎮目市左衛門惟一

御納戸

寛政四子年六月晦日御腰物方

寛政四子年閏二月十二日

河尻甚五郎弟條恒忠順
拂方御納戸
二百俵 河尻甚五郎春之

後 肥後守

御納戸

寛政四子年六月廿一日御代官

同年信越乃支配所高六万石と命せらる

同年七月十一日御暇時服二と羽織を

もむ二ても黄金賜ふ中ても信越ふ為る

寛政五丑年二月廿六日信州筑摩郡

通船之儀見分御用を勤む

寛政七卯年二月十二日大和国御代官

同年正月九日叙爵御沙汰ありて縞物二反
を賜ふ
同年六月廿八日御暇時服二を賜ふ
寛政八辰年八月多武蔵出来高の
検分御用を勤む
寛政十午年十月十四日支配下一万石
増地六万石の支配となる
享和二戌年七月廿四日西城の御納戸頭
同年十二月十六日布衣着を免さる
享和三亥年六月十六日御納戸頭
文化元子年正月廿八日御勘定吟味役
となる(或)作と称す

同年十一月廿九日東海道筋并濃州
勢州川々堤防普請の御用を
命せらる
同年十二月二日日光御用多く勤め
して黄金三枚を賜ふ
同年同月十六日川々の普請出来
により御褒美黄金五枚時服二羽織を賜ふ
明の年正月十八日帰て拝謁し
文化二丑年六月四日洪度川々の普請
方御用として黄金五枚を賜ふ
同年十二月三日同断勤めを以てして
勤めとして黄金三枚を賜ふ

文化二寅年十二月二日同し事にて
黄金拾三枚を給ふ
文化四卯年十月廿四日松前奉行
并御加恩五千俵之三百俵
同年十二月十六日叙爵仰出さし肥後守と
改む
文化五辰年正月廿八日御暇黄金十枚
時服二領を給ふ
文化
文化六巳年七月廿八日西城の御持弓頭

寛政四子年閏二月十四日
御納戸
佐々木金次郎正孝忠領
拂方御納戸
八百石 佐々木庄左衛門正屋
同年七月廿一日麻布の火災あらく褒
六番町の邸類焼により加増
寛政九巳年　月　日
大納言様御本城より御座移らせられし時
御用を勤めし賞として白銀
三枚を給ふ
寛政十午年十二月二日

循君下向婚姻付御用を勤めしにて
白銀七枚をたまはる
寛政十一未年七月十二日死四十一歳

寛政四子年閏二月十四日
御納戸
朝比奈太之助昌豊養子
持方御納戸
二百俵十口 朝比奈新十郎正輝
寛政四子年八月晦日新御番堀数馬組

寛政五丑年五月二日

御納戸

飯高又十郎貞胤惣領
大御番本多肥後守組
二百俵 飯高八兵衛貞卿

寛政七卯年八月十七日新御番堀数馬組

寛政五丑年六月廿日

野澤八三郎清雄惣領
小十人久松忠次郎組
三百俵　野澤八三郎清領

御納戸

同年八月九日大川ニて馬乗渡し
御覧有之同月十二日営中ニおゐて
黄金二枚を拝領
寛政六寅年九月廿六日新陰流剣術
揚心流柔術御覧之節ニて縞縮緬一反龍紋一反を
拝領

寛政六寅年十二月廿八日大坂御破損奉行

寛政七卯年二月十九日御帷子黄金一枚
時服二を賜ふ
寛政十一未年十月十六日大坂城御番元
立番八小屋を修せらる御用を務めて
其功により白銀拾枚を賜ふ
文化二丑年五月朔日字より来りしく
格別し筋書を献る
同年同月廿七日御帷子黄金一枚時服二を
賜ふる
文化十四丑年十月八日西城の御納戸組
同年十二月十六日布衣の着を免さる
文政元寅年二月六日先役の時大坂

御破損方御入用筋于今御取締の
事により其功によりて巻物二を賜ふる

寛政五丑年六月廿日

天明二寅年十二月廿四日跡目

御納戸

小栗武右衛門正遊惣領
小普請組浅野佐渡守支配
二百三十五石
三斗一升
六合
小栗松太郎正備
後伊賀守

寛政七卯年十月八日草席御殿乃
射手小別して呉羅一縮緬絁一反と給ふ

寛政九巳年二月十二日西丸御納戸

寛政五丑年六月四日

天明八申年十月四日御目見

御納戸

松平共十郎忠方養子
小普請組近藤左京支配
大番頭 松平九郎左衛門忠敷
後 安房守

寛政六寅年七月六日御小納戸

同年十二月十六日布衣着を免されし

寛政七卯年三月六日小金御狩に随ひ

寛政七卯年八月晦日御小姓

寛政八辰年十一月九日上より子葉丸遣りへ

御放鷹の時為村留同月十一日時服二

拝領

寛政九巳年十二月十八日叙爵仰出さる
安房守となる
文化六巳年七月十八日御役既

寛政六丑年六月廿日
安永八亥年六月六日跡目
御納戸
戸田左京役任養子
小普請組阿部大学支配
三百八十石三斗
戸田六蔵平承
同年九月十二日叙爵御役免有て
諸物ニ
反を施り
寛政六丑年十二月廿日新御番水谷左庫組

寛政六寅年十二月廿二日

御納戸

本多頼母親 同忠順
大御番堀内蔵助組
二百俵 本多兵庫忠經
後二百石

寛政八辰年四月七日
淑姫君尾張藩へ御輿入之節御用を命せ
られし
寛政九巳年二月廿二日御取締懸りを
命せられし十石を給る
同年閏七月十八日御取締懸をはなたれしハ
御入輿掛をも免されし

寛政十午年七月四日御目見二百石先逝ハ
二百俵ハ返し〳〵献之
寛政十午年十月十六日新御番[illegible]組

寛政六寅年三月廿二日
御納戸
宮川八郎政賢惣領
大御番近藤石見守組
二百俵　宮川小膳政之

寛政七卯年四月廿二日砲術御稽古ニ付而
[illegible]物二被下之
寛政九巳年八月十七日
大納言様御本城より西丸江被為入候時
御用相勤候ニ付白銀三枚被下之
享和二戌年十月廿日御納戸御用
筆法宜候ニ付白銀七枚被下之

享和二亥年六月廿二日御納戸組頭

寛政六寅年三月廿二日

御納戸

伴野主税方養次男惣領
大御番遠藤備前守組
二百六十二俵　伴野権次郎孫

寛政八辰年正月七日
淑姫君御輿入御用を命せられし
寛政九巳年二月廿二日御取締を命
せられし賞乃うち十口を給り
同年閏七月十八日御輿入乃御用ハ免さる
寛政十一未年十月十一日来申年正月
日光山にして

大猷廟乃百五十回乃御法会御用を命
せしも明乃年のうち二月十六日御帳
金五両を賜りて日光へまかり御用を勤て
閏四月朔日御暇同月十二日帰府の事
よ骨折りとして白銀三枚を賜ふ

享和元酉年七月六日御納戸組頭

享和二戌年十月廿日御納戸御入用
の事に而小骨折りとして白銀十枚を賜ふ
文化六巳年十二月廿八日同し事に
骨折りとして白銀十枚を賜ふ

寛政六寅年三月廿二日

御納戸

西川清左衛門義武養子
小十人長田能登守組
二百俵高　西川鉄太郎義徳

寛政七卯年二月廿七日帰番小十人行田右十郎組

寛政六寅年三月廿二日

天明四辰年十二月廿六日謁見

御納戸

小澤織部秋房養子

小普請組近藤左京支配

六百石 小澤幸之助忠豫

改 淺太郎

新十郎

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政六寅年二月廿二日

安永七戌年十月六日御目見

御納戸

内田三平正房二男惣領

小普請組酒井紀伊守支配

六百石　内田徳次郎正忠

寛政六寅年十二月廿六日新御番高尾

孫右衛門組

三月廿二日ゟ病不出仕

寛政六寅年六月廿二日

内藤猪三郎正義養子

安永六酉年十二月十七日家督

小普請組菅沼大膳支配

御納戸

三百俵 内藤権十郎正操 二十七

寛政九巳年二月八日西丸新組 新御番松平

伯之允組

寛政六寅年八月分

御納戸

井田九蔵良幹養子
大御番白須甲斐守組
百俵　井田大助良定

寛政九巳年二月廿八日御納戸御取締
掛りを命ぜられしより中十四を務む

寛政六寅年八月　日

寛政元酉年四月廿二日家督

御納戸

森川安太郎実方嫡孫兼祖
小普請組石河土佐守支配

高六
十七俵　森川伴織氏住

寛政六寅年八月晦日御腰物方

寛政六寅年八月八日

天明二寅年十二月廿七日御目見

御納戸

黒田左京亮忠春惣領
小普請組酒井紀伊守支配
三百石十俵　黒田平次郎忠直
改　小平次

寛政十午年十二月廿七日
淑姫君御輿入れ御用を命せられ
明の未年十二月七日此挙により
として白銀七枚を給ひ別に白銀三枚を給ふ
享和二戌年十月廿日御納戸御入用掛
挙によりとして白銀七枚を給る

文化二丑年八月十七日御納戸組頭

文化五辰年十一月廿九日
姫宮様御婚入の御用を命せられ明れ
巳の年十二月廿五日西城の御婚姻乃
御用を勤めて労りとして白銀十枚を給ふ
同年同月廿八日常に御納戸御入用の
事に労りとして白銀十枚を給ふ
文化八未年二月十四日御賄奉行
同年十二月　日常に労りとして黄金
二枚を給ひ是よりも年毎に賞恩賜ひぬ

八月晦日ゟ忌不出明
寛政六寅年十月八日

寛政二戌年七月廿九日家督
御納戸

寛政九巳年二月十二日西丸御納戸

井関弥惣兵衛貞経ニ養子
小普請組武田河内守支配
二百五十俵 井関乙三郎親興
後弥一左衛門

寛政六寅年閏十一月十六日

池田弥左衛門貞則惣領
大御番近藤石見守組
二百俵　池田弥次郎貞意

御納戸

寛政八辰年十二月廿六日　部屋住　元組大御番浅野
壱岐守組ゟ御番

寛政六寅年閏十一月十六日

天明五巳年十一月廿六日家督

御納戸

長坂新八郎基清二男惣領
小普請組武田河内守支配
二百俵　長坂三之丞基民
改　三郎左衛門

寛政八辰年正月二日半的御覧所にて
端物ニ弐ツと射る
同年十一月九日より千葉の辺ニて御放鷹
の時御供弓ニ被仰付弓射留　此年長坂より　同
月十六日営中ニおゐて時扱ニと射る
寛政九巳年正月十六日御弓場始の射手に
後しして時扱ニと射る　明の十二日営中より

あづかりて黄金二枚を賜る

同年同七月十八日

淑姫君御入輿の御用を命せられし

同年八月十七日

大納言様御用を兼まして勤めしとて

白銀三枚を賜る

寛政十午年十月廿二日御取締掛りを

命せられし十日を賜ぬ

享和二戌年十月廿日御入用の筆より

常に心を尽して勤めしとて白銀

十枚を賜る

御納戸組頭

文化五辰年十一月廿九日

姫宮様御入輿の御用を命せられし

文化六巳年十二月廿六日西城の御増

補御用を勤めしく骨折りして

白銀十枚を賜りし

同年同月廿八日常より御入用の筆よ

骨折りしとて白銀十枚を賜る

寛政七卯年六月七日

安永二巳年十二月廿七日御目

御納戸

本間源十郎清茂養子
小普請組南部主税支配
三百石　本間繁三郎清祥
内百俵

寛政九巳年二月十二日西丸御納戸

寛政七卯年六月七日

安永元辰年十二月七日家督

御納戸

松波金五郎二男惣領
小普請組筒井伊理亮支配
三百七十俵 松波平三郎正温

同年十月十九日吹上ニおゐて系馬御覧
有りて柳の間小屏しして端物ニ及ひと
被下

寛政八辰年六月三日新御番森東右衛門
組

寛政七卯年六月七日

寛政元酉年九月十一日御目見

長井主計正峯養子
小普請組堀田主膳支配
六百石　長井松太郎正醇

御納戸

改　末四郎

寛政九巳年二月八日西丸新御番松平
佐渡守組

寛政七卯年六月晦日
寛政三亥年十月廿日御目見
御納戸

白須熊太郎惣領養子
小普請組浅野佐渡守支配
高弐百俵　白須新之丞辰

改　左衛門
八郎左衛門

享和二戌年十月廿日其節ゟ御用人此
其ゟ紗とりひ〳〵〳〵
白銀七枚ヒと被る
文化六巳年十二月廿八日同〳〵其外
白銀七枚ヒと被下

寛政七卯年十月十日

水野宇右衛門忠固惣領
大御番堀内蔵允組
言儀 水野安太郎忠貞

御納戸

寛政九巳年閏七月十八日
脩君関東へくたらせたまひし
御用をと命せられし
同年十二月二日此御用を勤めしよく
労にとして白銀七枚をたまふ
寛政十一未年十月六日卒す年
廿七葬日光山

大猷廟百五十回の御追福御用を命せ
られし時の申の年十月日光にまかり
殿目隅て相済すけ同月十二日世度乃
労に労ありとて白銀三枚を給る
享和二戌年十月廿日常より御入用
の事より労ありとて白銀七枚を給る

文化元子年十月八日新御番久永主税組

寛政八辰年八月六日

御納戸

瀬戸半三郎久貞惣領
大御番遠藤備前守組
二百俵　瀬戸小十郎久徳

寛政十午年十月七日
淑姫君御入輿の御用を命ぜらる
寛政十一未年十一月廿六日入輿ありしとき
ありし所の料同じく金ばし八遣はさる
別ゝす
寛政十二申年十二月十九日
淑姫君御入輿の御用を勤めて労

御褒美として白銀七枚被下置、別ニ
白銀三枚被下置
享和二戌年十月廿日席ニ而御入用乃
驛ニ而骨折候ニ付白銀七枚被下置
文化六巳年七月十六日新御番小堀下総守組

寛政八辰年八月六日
御納戸
上野左衛門次男御惣領
大御番石川肥後守組
二百俵　上野七郎三郎惣領
寛政十二申年六月廿八日御代官

寛政八辰年八月六日

安永七戌年閏七月七日跡目

御納戸

石濱兵八郎、正宮養子
小普請組戸田中務支配
二百俵　石濱長左衛門知孝

享和二戌年十月廿日御納戸向御入用

取扱を差略して宜しくして白銀七枚

を賜る

文化六辰年六月廿八日死六十六歳

寛政八辰年八月六日

寛政八辰年八月九日家督

御納戸

木村八左衛門悴佐兵衛
小普請組仙石右近支配

高百石　木村力右衛門家惇

内七俵二斗六合

寛政十一未年十月十一日来年四月日光の
御法事御用を命せられしか
病ふかくいたはりによりて免されし

寛政十二申年十月四日死　三十七歳

寛政八辰年十月三日

佐々木傳右衛門政清養子
大御番遠藤伊豆守組

吉儀 佐々木安之助正周

御納戸

寛政九巳年十二月十二日 新座住 西丸新規御納戸

寛政八辰年十月八日

御納戸

秋山弥左衛門政長養子
大御番堀田摂津守組
二百六十俵 秋山太左衛門政春

寛政九巳年十二月十二日西丸新規御納戸

寛政八辰年十二月二日

館野忠四郎勝就養子
大御番新庄駿河守組
百俵　館野忠四郎勝詮
廿四

御納戸

寛政十午年十二月七日御納戸転

寛政十一未年八月七日御誕生の御用
を務む褒仰を蒙る

同年同月廿八日
淑姫君乃御輿入御用を命せられし
同年十二月十日西城乃御用を兼務
めしとて西城よりたまはりて黄金

一枚ツヽ被下置年毎ニ被筆候
同年同月七日
淑姫君御輿入御用を勤めしにて
白銀七枚を給る
同年同月廿九日
五百姫君御誕生乃御用勤めしく
労ゆゑにして白銀三枚を給る
文化六巳年二月八日御猶氏
同年十二月六日常によ労ゆゑにて
黄金二枚を給へ是より年毎に
被恩賜ゆゑり
文化十酉年十二月廿九日被度

竹千代君御誕生御歓の儀奉ゆゑて
餐事を給へし時労ゆゑにして
白銀七枚を給る
文化十二亥年九月六日御勘定吟味役
同年十二月十六日布衣着を免さる
文化十四丑年六月二日東海道中
剣の門を修築せしめし御用を
勤めし労ゆゑにして黄金六枚を給る

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政八辰年十一月八日

御納戸

真野七左衛門定於養子
小十人三浦和泉守組
現米六石
真野左内定功

同日勤のうち平八儀二年を足し
召入仰せを蒙る
寛政十午年十二月廿七日
淑姫君御輿入れ御用を命せられ明
くる未年十二月七日其御用により労によりて
白銀七枚別して白銀三枚を賜る
享和二戌年十月廿日常ゟ御入用乃

文化四卯年二月十二日死　五十二歳　葬之節御香として白銀七枚を給る

寛政八辰年十月二日
阿部虎次郎信勝養子
小十人日根九郎兵衛組
廿一歳　阿部九右衛門正芳
御納戸
寛政九巳年十二月十二日西丸御納戸

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政八辰年十一月二日

宝暦七丑年十二月十二日御目
明和六丑年正月朔日勤番
寛政二戌年十二月晦日仮目付判形書

御納戸

野田市十郎朝成惣領
甲府勤番近藤淡路守支配
三百俵 野田源太郎孝成

寛政九巳年十二月十二日西丸御納戸

寛政八辰年十二月三日

明和七寅年十二月六日家督

御納戸

寛政九巳年二月十二日西丸新規御納戸

安藤六之助方副養子
小普請組山口勘兵衛支配
吉儀　安藤岩次郎英脩

寛政八辰年十一月二日

寛政六寅年十二月廿七日跡目

御納戸

太田斧右衛門実子惣領
小普請組柴田修理亮支配
六百石 太田岩次郎成明
改 善右衛門

寛政十午年六月十二日剱術御覧有て端物二反を被下

享和二戌年十月廿日御納戸御入用乃筆ニ骨折りとして白銀七枚を被下

文化六巳年十二月廿八日同し筆ニ骨折りとて白銀七枚を被下

文化十一戌年九月十一日まて点ゝ被く

文化十一戌年九月十一日新御番荒津小左夫組　暫絶人

寛政八辰年十一月二日

天明八申年十二月廿七日御目見

御納戸

曽根甚左衛門庸重養子

小普請組津田相模守支配

二百俵　曽根弥三郎重辰

寛政九巳年二月十二日新規西丸御納戸

寛政九巳年七月八日

寛政六寅年八月二日御目見

御納戸

内藤半蔵次敬惣領
小普請組山口勘兵衛支配
三百石 内藤和兵衛次貢
丙午歳

寛政十午年九月十二日圍物方認方有之て
端物二反を被下

享和二戌年十月廿日常に御入用丸
年々骨折申として白銀七枚を被下

寛政九巳年七月八日

寛政七卯年正月七日家督

御納戸

田澤傳左衛門新養子
小普請組戸田中務支配
二百俵　田澤政衛門道一

寛政十一未年十月十三日来る申の年
正月日光山ニおゐて
大猷廟百五十回忌御法事御用ニ付
勤むへき旨仰を蒙り明の申年正月
十六日御暇金二枚を給ひ同十八日日光ニ
至り御用を勤終て同正月
十三日帰府の事に皆行はれしにより

白銀三枚を賜ふ
享和二戌年十月廿日常々より御入用乃
筆ニ労はりとして白銀七枚を賜る

文化五辰年正月廿六日御納戸組ニ

文化五辰年　月　日御不審を蒙りて
獄屋ニ入置かれ六月十七日御不審相晴
明白になりしかば獄屋を免さる
先達而十節在候ろ
筆ニよりてなりし　元の役ニ勤む
同年十二月九日御夜詰の御用を
勤て労はりとして白銀十枚を賜ふ
文化六巳年十二月廿八日常に御余の
筆ニ労はりとして白銀十枚を賜る

文化十一戌年二月八日御納戸組
同年十二月十二日常々労はりとして
時服二を賜る
同年十二月十六日布衣着を免さる
文化十二亥年正月廿九日日光
山
御神忌御用を命せらる二月十六日
御賄時服二羽織を賜る出立す
日光へ参りて御用勤め四月十八日
帰りて相済し六月十七日廿度の
筆ニ労はりとして時服二を賜る

寛政九巳年十二月廿六日

秋山源三郎正易惣領
大御番建部内匠頭組
二百俵　秋山源左衛門正秀

御納戸

寛政十一未年六月二日西丸新御番
松平修之允組

寛政十午年十二月廿七日

寛政八辰年十二月十九日家督

御納戸

曲渕恒次郎義篤養子
小普請組船越駿河守支配

三百俵　曲渕一学景貞

享和二戌年十月廿日常に御入用の
筆しより骨折候として白銀七枚を被下
文化五辰年十月廿五日
姫宮様御方御入輿の御用を命ぜられ
文化六巳年十二月廿八日西城の御婚姻の
御用を勤めし骨折候として白銀十枚を被下
同年同月廿八日常より御入用の筆に

骨折りして白銀七枚をたまふ

文化十一戌年二月十六日御納戸組頭

同年十二月廿一日

御簾中様御産御用を命せらる

文化十二亥年二月廿七日誕生ありて御産

御用を勤めしに骨折りして

白銀十枚をたまふ

文化十三子年十一月廿二日常にして

御入用の事にして骨折りして

白銀十枚をたまふ

寛政十午年十二月廿七日

安永八亥年十二月二日家督

御納戸

小坂金次郎雄税惣領

小普請組佐野肥前守明キ支配

手石　小坂甲次郎雄保

寛政十二申年九月十二日新御番久永主税組

寛政十一未年八月九日

寛政十午年十二月廿九日家督

御納戸

稲生太郎左衛門正富惣領
小普請組戸田中務支配
六百石　稲生要人正順
改次郎左衛門

享和二戌年十月廿日御納戸御入用
省しゝ事に骨折りして白銀七枚を給ふ
文化六巳年十二月廿八日おなし御入用の
事ゝと勤めて骨折りして白銀十枚を給ふ

寛政十一未年八月九日

寛政十午年正月廿八日家督

御納戸

業満多膳正満養子
小普請組森川八織殿支配
三百俵　業満熊次郎正春
後十郎兵衛

享和二戌年十月廿日御入用ノ筆記
書写方骨折ニ付白銀七枚被下置る

文化五辰年七月十九日斬罪

寛政十二申年正月廿六日

鈴木勝右衛門寛純養子
小十人小出右京亮組
百俵高　鈴木勝右衛門正道

御納戸

同日勤はしめより半大俵をたまひ
かくて職を勤む
享和二戌年十月廿日御入用の事により
常によく労行ありとて白銀七枚を給ふ
文化五辰年十二月
姫宮御入輿の御用を命せられし
文化六巳年十二月廿八日御入用の事により

労としてに白銀七枚を給る
文化八未年十月十七日朝鮮へ贈らるゝ
据物の御用を務めしに労としてに
白銀五枚を給る

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政十二申年八月十八日

大澤孫七郎範隆惣領
小普請組森川織部支配
三百六十俵
大澤甚三清定圖

寛政十一未年三月六日跡目
御納戸

享和二戌年十月廿日川ゟ〇小御入用
の事ゟ骨折りして白銀七枚を給り
文化六巳年十二月廿八日同し事にて
白銀七枚を給る
文化十一戌年十二月十九日
峯姫君の御方御引移の御用を務めして
白銀七枚を給り

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政十二申年十二月十六日

御納戸

戸張隼人胤親養子
西丸小十人江馬平左衛門組
二百俵　戸張武兵衛胤高

享和二戌年十月廿日御納戸御入用方
筆工骨折りして白銀五枚被下之

寛政十二申年十二月十六日

小林孫四郎政用嫡孫承祖
御勘定
百五十俵　小林孫四郎紀政

天明元丑年七月八日跡目
御納戸

同日勤候ニ付五十俵之足高被下置
御役を勤る

享和二戌年十月廿日書より御用之
骨折申付て白銀五枚を賜る

享和二戌年十二月十日死　六十六歳

享和元酉年八月十六日

御納戸

浅井金之丞元方養子
大御番青山佐賀守組
二百俵 浅井鉄之助元右

享和二戌年十月廿日御納戸頭入用乃
勤ニ付方行届候ニ付白銀五枚被下置

享和元酉年十二月廿九日

寛政十午年六月四日跡目

御納戸

深見冬年父有忠実良子

小普請組室賀下総守支配

二百俵　深見新八有紀

享和二戌年十月廿日常ニ而御入用乃
品ニ付骨折候ニ付白銀五枚被下之

文化元子年四月廿六日稲富流砲術
出精ニ付端物二反被下之

文化二丑年十月十二日御小納戸

同年十月六日西丸ゟ御小納戸

同年十二月十六日布衣着を免さる

享和三亥年正月廿六日

山岡孫八郎安通惣領
大御番松平丹後守組
二百俵 山岡稲太郎安民

御納戸

同年三月廿一日歩射御覧被仰付
縞物二反被下
同年四月十六日馭術御覧被仰付
縞物二反被下
文化二丑年四月六日歩射御覧有之
縞物三反被下

文化三寅年十二月廿一日 新御番堀三左衛門組

享和三亥年六月二日

佐野次郎左衛門養子
小普請組船越駿河守支配
六百石 佐野富命郎正備

後 佐渡守

御納戸

文化二丑年十月十二日御小納戸

同年同月十六日布衣着を免さる

文化四卯年正月廿六日御小姓

文化八辰年十二月十一日叙爵仰出さる

佐渡守となりぬ

享和二亥年六月二日

寛政十一未年六月二日跡目

御納戸

大屋長右衛門行春惣領
小普請組小笠原若狭守支配

三百俵　大屋重之助通村

文化二丑年十一月廿二日辞入長野信濃守支配

享和三亥年八月八日

寛政十二申年十二月十七日家督

御納戸

牧野十左衛門忠寛惣領
小普請組溝口相模守支配
七百石 牧野助十郎正芳

文化二丑年六月廿五日辞、入長野淡路守支配

文化四卯年十二月晦日致仕

文化元子年十二月十日

小野内匠右虎惣領
大御番浅野中務少輔組
三百石　小野宗太郎右壽
後　久内
伯耆守

御納戸

文化二丑年十月十三日御小納戸

同年十二月十六日布衣着を免さる

御小姓

文化七午年十二月十六日叙爵御出さる

御小納戸

伯耆守と改む

文化二丑年七月十日

御納戸

深沢弥左衛門儀養父
大御番永井大和守組
三百俵 深沢金三郎儀實

文化六巳年十二月廿八日常々より孝行なりしとて白銀七枚を給る

文化二丑年七月十日

御納戸

渡邊左次郎英教悴
小普請組庄坂九左衛門支配
二百俵　渡邊半右衛門展

文化四卯年六月廿六日西丸新御番筧越前守組

文化二丑年九月七日

寛政十一未年六月二日詰
御納戸

桜井孫兵衛政民嫡子
小普請組高田中務支配
二百俵 桜井庄之助政忠

文化六巳年十二月廿八日常ゝ御入用の
筆ニ而骨折候ニ付白銀十枚被下置
文化十二亥年十月廿二日同断ニ付
白銀七枚被下置是ハ申先
文化十五寅年二月十七日此度日光山
御神忌御用として罷越候ニ付御暇
金弐拾両被下置四月廿八日帰府相済

六月廿四日廿度
御神忌ニ付御用小普請中ニ而白銀
大枚を被下る

文化二丑年十一月廿八日
御納戸

羽太清左衛門正盈惣領
大御番丹羽式部少輔組
二百俵 羽太権之丞正由

文化二丑年正月六日騎射御覧有て
端物二反を被下
文化三寅年六月七日寒的御覧有て
端物二反を被下
文化四卯年十二月十九日騎射御覧
有て端物二反を被下
同年同月廿八日同しく業御覧有時ニ

廿九日営中におゐて黄金二枚を賜ふ
文化六己年十二月廿八日老女小田を通し
て賀りして白銀七枚を賜ふ
文化十酉年七月廿一日営中におゐて
御公廉中様御産御用を命せられし
同十一月廿六日
竹千代君御誕生の御用を勤めて賞
ありして白銀七枚を賜ふ

文化二丑年十一月廿八日

寛政九巳年八月四日済

御納戸

長田十郎左衛門重識二男惣領
小普請組長坂九兵衛支配
二百俵 長田甚八郎重勝

文化六巳年十二月廿八日書上ニ御入用乃
筆ノ労せしとて白銀七枚を給る

文化二丑年十一月廿八日

文化元子年六月二日跡目

御納戸

伊藤百助利恭惣領

小普請組久貝忠左衛門支配

二百俵　伊藤太郎助利和

文化二丑年十月廿八日

享和二戌年二月十一日家督

御納戸

鈴木源左衛門正邦惣領
小普請組坂部山城守支配

二百二十俵　鈴木熊蔵正功

文化六巳年十二月廿八日御入用の筆ふ
事に労ありとて白銀七枚をたまふ

文化己卯年十二月廿六日

榊原右門友方惣領
西丸小十人久保田十左衛門組
見習若 榊原鐘右衛門友之

御納戸

文化六巳年十月廿三日
帰り番 小十人駒井但馬守
組

文化己卯年十二月七日

寛政八辰年十二月六日家督

御納戸

鈴木十左衛門組通番頭
小普請組戸田中務支配
百二十俵　鈴木清兵衛清好

同日勤仕並之うち七十六俵ヲ被下
其上御手当ヲ被下
文化六巳年十二月廿八日常ニ御入用の
筆耕御用相勤ニ付白銀七枚ヲ被下
文化八未年十月十七日朝鮮国書之
贈物表代御用ヲ勤候ニ付
ニて白銀拾枚ヲ被下

文化五辰年三月六日
寛政四子年八月六日御目見

御納戸

中根一学儀盈蔵養子
小普請組朝比奈河内守支配
當年 八石九斗
中根権六信允

文化六巳年十二月廿八日書上ニ御入用ニ付
肆ノ手前出精ニ付白銀五枚被下置

文化十一戌年三月九日西丸新御門番頭
越前守組

文化八辰年八月廿九日

御納戸

仙波弥左衛門種雄惣領
大御番巨勢日向守組
二百俵　仙波弥三郎種福

文化六巳年十二月廿八日当御納戸入用筋
并ニ〆方行届ニ付白銀七枚被下置

文化十酉年六月十二日　[illegible]　新御番横山内記組

文化六巳年八月廿九日

御納戸

一場茂右衛門役許実養子
西丸小十人金森十左衛門組
百俵十口　一場藤兵衛役成

同日替乃ゝゟ五十俵とし候様
仰あり

文化五辰年八月廿九日

享和三亥年九月二日済

御納戸

安井十左衛門養子
小普請組松平孫太夫支配世話取扱
百五十俵　安井甚左衛門保年

同日学問のうち半儀をよしとしかふ
仰せを蒙る
文化六巳年十二月廿八日御用の節ニ
常ゝ学問心かけとして白銀五枚を給る

文化五辰年八月廿九日

長坂忠七郎高景惣領
小普請組遠山左近支配
百卆俵　長坂忠七郎高徳

文化二丑年十二月四日御目見
御納戸

同日勤仕のうち廿俵を足しくわへ
給ふ
文化六巳年十二月廿八日常々の勤労によて
賞し給ふとて白銀五枚を給ふ
文化十一戌年十一月廿日
御簾中様御産御用を命ぜられし
文化十二亥年十二月廿七日此度此事によ

文化五辰年八月廿九日
寛政八辰年九月二日御目見
御納戸

上村猪十郎利貞養子
小普請組牧野若狭守支配
百五十俵 上村弥十郎利海

同日増高として五十俵を足しおかる
仰を蒙る
文化六巳年十二月廿八日書に御用の
事により方御切米として白銀五枚を賜る
文化十一戌年十二月九日西丸新御番渡辺
[illegible]組

事により方切米として白銀七枚を賜ふ

文化五辰年八月廿九日

御納戸

越智弥門右衛門養子
小普請組松平孫太夫支配
三百九十
七石八斗
越智弥太右明

文化五辰年十月十二日

御納戸

牛田要人殖利養子
小十人駒井但馬守組
二百俵　牛田常蔵殖懿

文化六巳年十二月廿八日當役にて御入用の
筆より方行りとて白銀五枚を賜る

国立公文書館
National Archives of Japan